附則第三十条第一項中「三輪以上」を「平成十八年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた三輪以上」に、「第三項第一号及び第六項第一号」を「次項第一号」に、「第三項第二号及び第六項第二号」を「同項第二号」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「第三項の表」を「次の表」に、「同条第一項」を「同項」に改め、同項第二号中「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項第一号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に改め、同項に次の表を加える。

第二号ロ	三千九百円	千円
第二号ハ	六千九百円	千八百円
	一万八百円	二千七百円
	三千八百円	千円
	五千円	千三百円

附則第三十条第六項を同条第二項とし、同条第七項中「以上の軽自動車」の下に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を加え、「第四項の表」を「次の表」に、「同条第一項」を「同項」に改め、同項第一号中「エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び次条第一項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（次号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項第一号において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「同条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次号及び次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に改め、同項第二号中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項第二号において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同項に次の表を加える。

第二号ロ	三千九百円	二千円
第二号ハ	六千九百円	三千五百円
	一万八百円	五千四百円
	三千八百円	千九百円
	五千円	二千五百円

附則第三十条第七項を同条第三項とし、同条第八項中「第五項の表」を「次の表」に、「同条第一項」を「同項」に改め、同項に次の表を加える。

第二号ロ	三千九百円	三千円
第二号ハ	六千九百円	五千二百円
	一万八百円	八千百円
	三千八百円	二千九百円
	五千円	三千八百円

附則第三十条第八項を同条第四項とし、同条第九項を削る。

附則第三十条の二第一項中「前条第三項から第八項まで」を「前条第二項から第四項まで」に改め、「若しくは粒子状物質の排出量」を削り、「同条第三項から第八項まで」を「同条第二項から第四項まで」に改める。

附則第三十二条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「にあつては」を「には」に改める。

附則第三十二条の二の次に次の一条を加える。

（事業所税の非課税）

第三十二条の三　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるもの（次項において「特定農業協同組合連合会」という。）は、第七百一条の三十四第二項の規定の適用については、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなす。

2　特定農業協同組合連合会は、第七百一条の四十一第一項（同項の表第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、法人税法第二条第七号の協同組合等に該当しないものとみなす。

附則第三十三条第一項から第四項までの規定中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「平成三十年分」を「平成三十二年分」に改め、同条第六項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条の二第三項第四号中「同条第二項及び」を「同条第十一項及び」に改め、同条第六項中「につき前項」を「につき同項」に改め、同条第七項第四号中「附則第五条の四の二第六項」を「附則第五条の四の二第五項」に、「同条第二項」を「同条第十一項」に改める。

附則第三十三条の三第三項第四号中「同条第二項」を「同条第十一項」に改め、同条第七項第四号中「附則第五条の四の二第六項」を「附則第五条の四の二第五項」に、「同条第二項」を「同条第十一項」に改める。

附則第三十四条第三項第四号中「同条第二項」を「同条第十一項」に改め、同条第六項第四号中「附則第五条の四の二第六項」を「附則第五条の四の二第五項」に、「同条第二項」を「同条第十一項」に改める。

附則第三十五条第四項第四号中「同条第二項」を「同条第十一項」に改め、同条第八項第四号中「附則第五条の四の二第六項」を「附則第五条の四の二第五項」に、「同条第二項」を「同条第十一項」に改める。

附則第三十五条の二第四項第四号中「同条第二項」を「同条第十一項」に改め、同条第八項第四号中「附則第五条の四の二第六項」を「附則第五条の四の二第五項」に、「同条第二項」を「同条第十一項」に改める。